

商標審査基準の今後の検討事項とスケジュール(案)

平成28年5月

商取引を取り巻く環境の変化や近時の審決・判決例等を踏まえ、明確かつわかりやすい商標審査基準とするため、本ワーキンググループにおいて商標審査基準の全面的な見直しについて検討を行う。

1. 商標審査基準等の見直しの方針

(1) 内容面の見直し

商取引を取り巻く環境の変化やユーザーニーズ、近時の裁判例等の動向をふまえ、審査基準の内容について見直しを行う。また、本文中に挙げている例示に関しても審査基準の理解を促進するのに適切なものになるよう見直しを行う。

(2) 構成面の見直し

商標審査基準が審査官にとって審査実務上の必要十分な指針となることを念頭に置くとともに、出願人・代理人等の利用に資する上での読みやすさ等も考慮して、構成全体の整理や用語の統一等を行う。

なお、審査基準の構成面の見直しに当たっては、特許・実用新案審査基準、意匠審査基準の記載方法も参照する。

(3) 商標審査便覧との関係について

審査基準と審査便覧の関係を以下のとおりとし、各々の資料の性格に即して記載内容を整理することにより、商標審査における業務上の指針を全体として充実させるとともに、審査基準の一覧性を高める。

① 審査基準の役割

商標審査実務と密接に関わる商標法の適用についての基本的な考え方（解釈・運用等）を条文毎にまとめたものとする。

② 審査便覧

商標審査実務を遂行する上で必要な手続的事項や留意事項等を体系的にまとめたものであり、商標審査基準を補足するものとする。

具体的には、次の（ア）～（エ）が含まれる。

（ア） 商標審査実務の手続的事項を示したもの

（イ） 適用対象となるリストとして示したもの

（ウ） 立体商標等の項目毎に関連する審査基準の内容を整理したもの

(エ) 審査基準の内容を詳細に（具体的に）説明するもの

2. 個別論点の検討スケジュール

平成28年度(不登録事由(4条)、その他)

第17回 (5月12日(木))

- 公益的な標章の保護(4条1項1号から5号)、9号、14号、17号に関する検討
- 団体商標(7条)及び地域団体商標(7条の2)に関する検討
- 商標審査の進め方

第18回 (6月17日(金))

- 類否判断(4条1項11号)に関する論点整理
- 品質の誤認(4条1項16号)に関する検討

第19回 (7月15日(金))

- 「商標法制定の趣旨に反する」ことを拒絶理由とすることに関する検討(その他)
- 先願(8条)、出願時の特例(9条)、出願の分割(10条)、先願未登録商標(15条の3)、商標登録の査定(16条)

第20回 (8月25日(木))

- 周知性(4条1項10号、19号)に関する検討
- 商品又は役務の出所の混同(4条1項15号)に関する検討

第21回 (9月30日(金))

- 類否判断(4条1項11号)に関する検討①(外観・称呼・觀念の類否、商品・役務の類否、結合商標の類否)
- 他人の氏名、略称等(4条1項8号)に関する検討

第22回 (10月28日(金))

- 類否判断(4条1項11号)に関する検討②(取引実情説明書)
- 公序良俗(4条1項7号)に関する検討

第23回 (11月25日(金))

- 類否判断（4条1項11号）に関する検討③
（新しいタイプの商標に関する類否判断の見直し）
- 商品等が当然備える特徴（4条1項18号）に関する検討
- 4条1項全体
- 4条3項

第24回（12月21日（水））

- 商標登録出願（5条）に関する検討
- 補正の却下（16条の2、17条）に関する検討
- 防護標章に関する検討、4条1項12号
- 国際商標登録出願に係る特例の検討

第25回（1月）

- これまでの検討の整理
- 審査基準改訂案のまとめ

パブリックコメント（1～2月予定）

第26回（3月予定）

- 審査基準改訂案の決定

（改訂商標審査基準）（平成29年4月1日施行予定）

（注）本スケジュールは、今後の検討状況により、変更される場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

